

平成 2 7 年 3 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 議 録

(第 5 日 目)

平成 2 7 年 3 月 2 0 日 金 曜 日 (午 前 1 0 時 開 議)

出 席 議 員 (1 6 人)

1 番	村 井	達 己
2 番	竹 村	一 義
3 番	福 田	徹
4 番	堀 田	一 德
5 番	三 岳	昇
6 番	毛 利	喜 信
7 番	田 崎	一 幸
8 番	波 戸	勇 則
9 番	小 谷	龍 一 郎
1 0 番	朝 長	敏
1 1 番	小 田	成 実
1 2 番	田 口	一 信
1 3 番	森 田	宏
1 4 番	久 保 田	和 惠
1 5 番	山 口	隆
1 6 番	初 手	安 幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	山口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国体推進室長兼	
企 画 財 政 課 参 事	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	山 中 美 由 紀
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	照 本 茂 法
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

議事日程

日程第1	発議第1号	川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例	
日程第2	議案第30号	平成27年度川棚町一般会計予算	予算審
査特別委員会委員長報告	日程第3	議案第31号	
平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算		〃	
日程第4	議案第32号	平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
日程第5	議案第33号	平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
日程第6	議案第34号	平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
日程第7	議案第35号	平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算	〃
日程第8	議案第36号	平成27年度川棚町水道事業会計予算	〃
日程第9	議案第19号	川棚町介護保険条例の一部を改正する条例	総務厚
生委員会委員長報告			
日程第10	議案第20号	川棚町地域包括支援センターの包括的支援 事業の人員等に関する基準を定める条例	〃
日程第11	議案第21号	川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	〃
日程第12	総務厚生委員会調査報告		
日程第13	産業建設文教委員会調査報告		
日程第14	議会活性化対策調査特別委員会調査報告		
日程第15	議会広報広聴特別委員会調査報告		
日程第16	石木ダム対策調査特別委員会調査報告		

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

議 長 ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1、発議第 1 号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます、

議会運営委員長 川棚町議会議長初手安幸様、議会運営委員会委員長毛利喜信。

川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び川棚町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

発議第 1 号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」、川棚町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中、8 人を 7 人以内に、国体推進室を地域政策課に改め、同条第 2 号中 8 人を 7 人以内に、産業振興課を農林水産課に改める。

第 1 9 条、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める。今回の改正につきましては、次期議会改選後の議員定数が 1 6 名から 1 4 名に削減されること。先日、可決されました川棚町課室設置条例の一部を改正によるもの。そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、委員会条例の改正を行うものであります。以下、お手元にお配りしております新旧対照表のとおり改正をいたします。

附則についてですが、1、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

2、この条例による改正後の川棚町議会委員会条例の第 2 条の定数規定は平成 2 7 年 4 月 3 0 日から適用する。

3、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第 2 条第 1 項の規定により在職する間における出席説明の要求に関しては、なお従前の例によるといたします。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく
お願いします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採
決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛
成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって発議第1号「川棚町議会委員会条例
の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 04)

議 _____ **長** 次に、日程第2、議案第30号「平成27年度川棚町一般会計
予算」から、日程第8、議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予
算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたしま
す。

予算審査特別委員会から、予算審査に関する報告書が提出をされておりま

すので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 ただいま一括議題となりました議案6件につきましては、予算審査特別委員会に3月10日に付託されたものであります。この審査につきましては、分科会方式を採用し、審査を終了しております。その結果については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しております。お手元に配布されているものであります。この場での報告につきましては、その報告書を読み上げることといたします。

平成27年3月19日、川棚町議会議長初手安幸様、予算審査特別委員会委員長村井達己。

予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第34号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第35号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予算」、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会審査報告。議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」、議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第3

4号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第35号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」及び議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査の方法。2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。分科会、平成27年3月11日、12日、13日。特別委員会、平成27年3月17日、19日。

(3) 審査場所。第1、第2委員会室及び現地。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、各担当課長、室長、次長、参事、各係長。

2、審査内容。主要事項についての質疑と答弁。

(1) 各分科会における質疑と答弁については別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑。

質疑、まちづくり活動に対する支援を行うとあるが、金額はいくらか。

答弁、限度額20万円である。すでに補助をしている団体への二重交付はない。

質疑、個人番号通知カードと個人番号カードは同じものか。

答弁、同じものではない。個人番号カードは申請により交付される。

以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査。

質疑、川棚医療センター前交差点の改良工事を平成29年度から着工するとあるが。

答弁、川棚医療センターの進入道路の買収、桜の木の移植や国道改良との調整も必要であり、平成29年度からの着工となっている。

質疑、長崎デスティネーションキャンペーンの中のプレキャンペーンの内容とは。

答弁、各市町村の観光資材発掘につながるよう、それぞれのブースでプレゼンや商談会を展開するものである。

以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査。

以上で、質疑を終了し、議案ごと討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1) 議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。
反対討論（要旨）。

生活に密着した軽自動車税の値上げは暮らしを圧迫し、学校給食センターの民間委託では食育の推進は行えない。また、石木ダム建設は白紙撤回すべきとして反対する。

賛成討論（要旨）。

地方創生を重点施策に位置づけ、厳しい財政状況の中メリハリをつけた施策及び事業計画を基に予算編成されているということの評価し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

低所得世帯と高齢者、非正規で働くものにとって、保険税の値上げは家計を圧迫する。払える保険税にすべきとして反対する。

賛成討論（要旨）。

お互いを助け合うための保険制度であり、健康寿命の延伸や医療費等の適正化を図り、安定的な運営を目指した予算措置であり賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

年金が削られる一方で、医療や介護など、高齢者の負担は重くなるばかりである。存続すればするほど高齢者を苦しめる制度であり、早急に廃止すべきとして反対する。

賛成討論（要旨）。

75歳以上の高齢者が、安心して医療を受けられるよう導入された制度である。本町もこの方針に基づき事務を行っており賛成する。

以上で、討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決

定した。

(4) 議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

要支援の追い出しや、サービス取り上げなど、利用制限の仕組みを撤廃すべきであり反対する。

賛成討論（要旨）。

介護が必要となった方を、社会全体で支える制度であり、所得水準に応じたきめ細かな保険料の設定等を評価し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第34号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第35号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予算」は、討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4、委員会としての意見。

①「まち・ひと・しごと創生」に伴う各事業については、関係各課の連絡を密にし、本町の活性化につながるよう取り組まれない。

②自主防災組織、地域見守りネットワークについては、早急に町内全地区で立ち上げるよう努められない。

③環境整備をはじめ、各地区からの要望については、積極的に対応されない。

④片島公園の整備については、単なる戦争遺跡としての整備だけでなく、地域づくり事業の一環として、大崎半島の観光とリンクした整備計画等を検討されない。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。最初に議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされています。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 平成27年度川棚町一般会計予算に対する反対討論を行います。

8款土木費、3項2目ダム対策費は、石木ダム建設に関する経費が計上されています。予算審査の際、ダム対策室長は、「長崎県、佐世保市と一緒に戸別訪問によりみなさんに協力をお願いした」と言われました。地権者の方々は、ダム建設の願いではなく、ダムの必要性を納得いく説明を求められています。佐世保市の3月議会において、佐世保市水道課は一日の給水量は漏水も含めて7万231トンと認めました。佐世保市の利水のためのダムは必要ないということがはっきりしたのです。地権者の方達は、生存権、財産権、基本的人権により住み続ける権利があります。町長も憲法を遵守すると答弁されました。ダム建設は白紙撤回すべきです。そして、石木ダム建設につき込む税金は、県民や町民の暮らしや福祉、教育、農業や漁業、商店街、地元産業に充てるべきです。

また、10款教育費、7項学校給食共同調理場費について、第2表債務負担行為、平成28年度から平成31年度までの1億5,200万円について認めることができません。この業務の委託内容は、学校給食センターの調理業務、配食業務を民間委託するものです。学校給食法は、2008年に大幅に改正されました。改正された中心的内容は、学校給食の目的、役割について、これまでの食事、栄養の提供というものから、食育を重視するものになったのです。国は食育の推進のための計画で、学校給食における課題を3つ示しています。一つは、生きた教材としての活用です。二つ目は、地産地消の推進、三つ目は単独調理場方式の効果の周知と普及です。偽装請負を回避しても、民間業者がどんなにプロとして調理業務を行おうと、食育という教育は民間では行えません。少子化対策という一方で、次々と子どもに関する事業が民間委託されています。よって、30号議案に対して反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 1 番小田 議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」に賛成する立場として討論を行います。

地方創生、まち・ひと・しごと創生など、新たな施策を積極的に取り入れ、厳しい財政状況の中、本町のさらなる活性化を図るために予算編成されております。よって、30号に賛成をいたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第30号「平成27年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:22)

議 _____ **長** 次に、議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番久保田 議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

今、医療を受ける権利が著しく侵害されている方達があります。医療を受けられない原因は、主に国民健康保険料が払えず、資格証明書が発行されている。もしくは短期保険証が未交付となっている。保険証はあるが、手持ちの現金がなく、窓口負担ができない。そもそも何の医療保険にも加入していないなど、医療を受けられない実態があります。資格証明書が発行されると病院の窓口で一旦、全額払わなくてはならず、保険料が払えない人が病院から遠のく状況が生まれてきています。本町においても、資格証明書、短期保険証、未交付の世帯が137世帯もあり、町民の健康が危惧されます。そもそも国民健康保険は、自営業者やパート、アルバイトなど、所得の低い人たちが構成されており、事業主負担もなく、国の繰入金なしではやっていけない事業です。低所得者世帯と高齢者、非正規で働く者にとって、高すぎる保険料は家計を圧迫します。国に対して、国庫支出金の割合を50%に戻せと求めるべきです。そして、払える保険料にすべきとして、反対します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 村 井 その前に確認ですけれども、私の立場で討論が可能かどうか。

議 _____ **長** 可能でしょ。

1 番 村 井 賛成の立場で討論を行います。少子高齢化、生活習慣病や成人病等が進む中、本町の民生費は年々増えております。厳しい財政状況でも、民生費を安に削ることはできません。お互いを助け合う互助の精神で誰もが平均的にサービスを受けられるよう、やむなく保険税を値上げしてきたこれまでの経緯もあります。値上げに反対するのであれば、国保の歳入歳出の均衡がとれた対策案をもって条例改正を示すべきであり、また、制度自体やその内容に不満があれば、地方議員ができるすべは、国に対し意見書を提出することであると私は思っております。厳しい財政の中、配分された平成27年度の国保予算についても、民生費にかかるいろんな事業に対し、総合的に配慮された予算計上であり、賛成をいたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第31号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:26)

議 長 次に、議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

年金が削られる一方で、医療や介護など、高齢者の負担は重くなるばかりで、全国で高齢者の怒りがわき起こっています。75歳で家族から切り離し、別枠の制度、医療に押し込むという根本的矛盾も何も変わっていません。わずかな収入で暮らしているお年寄りから、保険料を滞納したということで、無慈悲な差し押さえが横行し社会問題となっています。存続すればするほど高齢者を苦しめるのがこの制度です。早急に廃止すべきとして反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

4番堀田 議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の賛成討論を行います。

75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう導入された制度であ

り、本町もこの制度に基づき事務あるいは事業を行っており賛成をいたします。

議 **長** 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** 起立多数です。したがって議案第32号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:29)

議 **長** 次に、議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

要支援者の多くが、股関節の機能障害と痛み、心臓、血圧疾患、その他の疾病を抱え、すれすれの生活を送っており、ホームヘルパーの支えで生活の維持改善がなされています。要支援者は、けっして軽度者ではありません。要介護認定は、心身の機能の一部に限って調査し、介護の手間を時間換算します。しかし、その他の生活環境、生活力、精神状態、生活意欲、経済力、家族、地域関係を見無視するので、実際の必要とは異なる認定が出て要支援状態になっているのです。要支援者の援助のためには、高齢期の心身と生活の

全体を把握するための知識と視点、高齢者本人を主人公としたサービスの技法と倫理観を持ち、熟練した対人援助を行うことのできるホームヘルパーが欠かせないのです。ホームヘルプサービスを一括りに排除してしまえば、介護予防の根幹が崩れ、介護を必要とする人々がケアを受けられないまま孤立し、身体状況の悪化は大いに予測されます。介護サービス利用の選択権は利用者です。命綱でもあるホームヘルプサービスは、利用者にとってはセーフティネットです。生きていくための命綱を取り上げるのはやめるべきです。

2款介護予防サービスなど、諸費の施設以外分が前年度より1,438万円の減となっております。介護予防からの締め出しが危惧されます。ホームヘルプは生きる力、公的介護保障は年老いて体が不自由になっても当たり前生きるための基本的人権の保障です。介護予防サービスの充実を求めて反対します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 2 番田口 今回の予算につきましては、後ほど議案になっております保険料の改定のことも含めまして、収入、支出とも適正に編成されておると思いますので賛成いたします。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第33号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 33)

議 **長** 次に、議案第34号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。
委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** 全員起立です。したがって議案第34号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:35)

議 **長** 次に、議案第35号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。
委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって議案第35号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:36)

議 _____ **長** 次に、議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって議案第36号「平成27年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 38)

議 _____ **長** 次に、日程第9、議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」から日程第11、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会付託審査報告を行います。総務厚生委員会に3月6日に付託された議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」、議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の審査結果について報告します。

この審査結果については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、内容についてその報告書を読み上げることにいたします。

平成27年3月19日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」、原案可決すべきものと決定。

議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」、原案可決すべきものと決定。

議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」、議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査期日、平成27年3月12日、17日。(2) 審査場所、第1委員会室。(3) 出席者、総務厚生委員、議長、事務局長。(4) 欠席者、なし。(5) 説明者、成富健康推進課長、琴岡介護保険係長。(6) 傍聴者、なし。

2、審査内容。

議案第19号。

質疑、介護保険の新年度予算について、今回の改正分がそのまま反映しているのか。

答弁、新年度予算は第5期の保険料で算定している。

質疑、本年度の保険料は1,400万円の増加となっているが、改定後の保険料はどうなるのか。

答弁、第1号被保険者の増加により、2億6,250万円と試算しており、改定により1,130万円の増と見込んでいる。

質疑、新しく9段階に区分されているが、どの段階の被保険者が多いのか。

答弁、第5段階で全体の20.4%となる。

質疑、非課税層と所得のある人を比較した場合どちらが多いのか。

答弁、非課税（第1～第4段階）が1,992人で課税（第5～第9段階）が2,262人で標準より上の方が若干多い。

質疑、歳出において給付費は増加するのか。

答弁、給付費は今後3ヶ年の推計により標準給付額を算出し、保険料の基準額を5,300円と算定している。

質疑、保険料の軽減が段階的に実施されるが。

答弁、消費税を引き上げ、国の財源を確保してから軽減される。国の予算が決定してから一部改正を行う予定である。

質疑、介護給付費基金の状況は。

答弁、平成26年度に2,000万円を積み増ししたので5,000万円となる。

議案第20号。

質疑、第3条における「準ずる者」とは。

答弁、福祉事務所の現業員等の事務経験が5年以上、介護支援専門員の事務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉の相談援助事務に3年以上従事した経験を有する者となっている。

3、討議の内容。

①介護保険制度は第6期目を迎え定着したものと思う。保険料の引き上げもやむを得ない状況だと考える。

②保険料の軽減措置も図られ、消費税に対応した改正と思う。

4、審査の結果。

(1) 議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。以上であります。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

14番久保田 議案第20号についてのお尋ねをします。

川棚町の第1号被保険者に対して、対応できる人数が配置されているのか。この条例の中で、研修費、専門員研修を終了したものとありますが、この研修を受ける際の研修費はどこが払うのかお尋ねします。

総務厚生委員長 ただいまの質問ですが、後段の研修費については、これは確

認をしておりません。前段がちょっと、もう一回質問をしていただければ、ちょっと私が理解しておりませんので。

1 4 番久保田 川棚町にいらっしゃる第1号被保険者の方達の人数に対してですね、第3条で人員に関する基準とありますが、ここのところは、これで機能できるのかどうかというのをお尋ねします。

総務厚生委員長 説明では対応できるというふうに聞いております。

1 4 番久保田 では、議案第21号についてお尋ねします。この条例の中に、防災に関することが記載していないと思いますが、それでもいいのかどうか尋ねます。

総務厚生委員長 今回の条例制定については、要するに上位法から降りてきたものということで、各市町村で条例制定を行っております。ですから防災等についてはですね、上位法であります消防法、そういったものの適用になるかと思われま。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」にかかる委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番久保田 議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

川棚町第6期介護保険料が現行の7段階から9段階に見直され、新段階の保険料は、前年度比1,980円引き下げられ、低所得者軽減が行われました。一方で、課税者について、保険料段階の区分を細かくし、所得によっては大幅な値上げになって、第1号被保険者が非課税であっても負担増を求め中身になっています。これからの財源は、消費税率10%にすることで確保するとされていますが、今回の軽減策に投じられる予算は1,300億円で、消費税10%で得られる増収13兆円の1%程度にしかすぎません。65歳以上の方達は年金は引き下げられ、円安で物価は軒並み値上がり、消費税8%で厳しい生活を強いられています。これまで以上の痛みを伴う介護保険の値上げは反対です。また、27年度から29年度の間に予防給付費の訪

問サービス、通所サービスが5分の1程度まで削減されており、要支援者の介護保険からの締め出しの表れと危惧されます。国民が求める介護保険制度になっておらず反対です。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 2 番田口 適正に介護保険制度を運営していくために、今回の保険料改定はやむを得ないものと思います。また、段階的に軽減措置も考えられているということで、適切な施策であろうと思いますので賛成いたします。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

この採決は起立によって行います。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第19号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 54)

議 _____ **長** 次に、議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべき

ものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第20号「川棚町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 55)

議 _____ **長** 次に、議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 賛成者の発言はありませんか。よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第21号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 56)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 5 6)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第 1 2、「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 それでは総務厚生委員会調査報告を行います。

総務厚生委員会において、閉会中の継続調査を行ってきた地域公共交通システムに関する調査結果を報告します。この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、すでに文書により議長宛に報告書を提出しておりますので、内容について、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成 2 7 年 3 月 1 9 日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。1、件名、地域公共交通システムについて。2、期日、平成 2 5 年 7 月 9 日から平成 2 7 年 3 月 1 3 日。3、場所、第 1、2、3 委員会室。4、出席者、委員全員、議長、事務局長、書記、企画財政課長、企画調整班係長。

5、審査の経過と概要。

第 1 回委員会（平成 2 5 年 7 月 9 日）。

地域公共交通システムについて、問題点等の意見集約を行った。

第 2 回委員会（平成 2 5 年 7 月 3 1 日）。

地域公共交通システムについて、副町長及び担当課より説明を受ける。

第 3 回委員会（平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日）。

地域公共交通システムについて、担当課より説明を受ける。

第 4 回委員会（平成 2 7 年 2 月 2 7 日）。

地域公共交通システムについて、担当課より説明を受ける。

地域公共交通システムについての主な質疑。

質疑、コミュニティバスの運行についての検証は。

答弁、既存路線の受益圏として、今ある停留所から半径500mが基準となっているので、合理的な路線を設定することが難しい。

質疑、乗り合いタクシー等は断念されたが、活きいきタクシー助成がベストの選択と捉えているのか。

答弁、ベストではないが、何らかの支援をするという意味ではベターな選択だと思っている。

質疑、活きいきタクシー助成制度を、どのように評価しているのか。

答弁、川棚町生活交通維持対策協議会で報告し、利用券の制度については、おおむね好評を得ている。制度を継続したいという結論となった。

質疑、エリア別の使用状況を見たときに、東部や西部の利用が少ないが。

答弁、エリア別の使用状況をみるとそういう傾向がある。交付率が高いところは東部地区であり、交付は受けているが使用されない方や、車を所持して運転されている方もいると考えられる。

質疑、半分しか使っていないのであれば、まだまだ浸透しておらず、改善が必要だと思うが。

答弁、制度の浸透には時間が必要だと思っている。

第5回委員会（平成27年3月13日）。

委員会報告書の検討を行う。

6、まとめと意見。

①現行の活きいきタクシー助成制度については、一定の成果は認めるが、さらなる利用率の向上のため、広報等の充実を図られたい。

②活きいきタクシー助成制度の見直しを含め、地域公共交通システムの総合的な検証に努められたい。

③学生等、75歳未満の交通弱者対策の構築について検討されたい。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

議 長 次に、日程第13「産業建設文教委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 おはようございます。産業建設文教委員会調査報告を行います。

産業建設文教委員会において、閉会中の継続調査を行ってきた本町の水産業の現状と課題及び本町の商工業の現状と課題に関する調査結果を報告します。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長宛報告書を提出しておりますので、内容について、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成27年3月17日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長山口隆。

委員会調査報告書。本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業建設文教委員会調査報告。1、件名、本町の水産業の現状と課題について。

2、経過と概要。

(1) 日時、平成26年5月9日(金)10時から。場所、長崎県環境保健研究センター(大村市)。出席者、委員全員、議長、事務局書記、研究部長山口仁士氏。

大村湾の現状と赤潮の発生について研修を行った。

主な内容。

①「大村湾の現状と課題について」研究部長山口仁士氏から、「赤潮の発生のメカニズム」「大村湾で赤潮が発生する要因」「今後の対策」などについて説明を受けた。

②大村湾は、典型的な閉鎖性海域であり、海水の循環が十分でない。中でも夏場は海水表面の温度が高く、海底の温度が低いために海水の循環が十分でなく、赤潮(貧酸素)の発生が起こりやすい。

③赤潮対策としては、「運河案」「海水導入案」「底泥浚渫案」等が考え

られるが、膨大な経費を要するということである。

④地道な活動として、二枚貝の活性化（あさり、しじみ、かきなど）や、貧酸素から生物を守るエアレーション、河川の汚染防止などに取組む必要がある。

（２）日時、平成２６年５月９日（金）１４時から。場所、川棚漁協組合。出席者、委員全員、議長、事務局書記、漁協組合長浦川氏ほか理事・組合員１２名。

本町の漁業の現状と課題について、意見交換を行った。

主な内容。

①漁協の合併については、合併先（佐世保南部漁協）と操業法等についての取組み方に相違があるため進展していない。今後も川棚漁協内で合併について協議していく。

②漁協からの出荷先としては、佐世保魚市場であるが、買い取り価格が安く赤字になる。長崎、福岡は買取価格は高いが、運搬のための時間と燃料代がかさむ。

③稚ナマコの放流については、３年経過後から効果が表れる。今後も継続してほしい。

④海底耕耘は、目に見えないが効果があっていると考えられる。今後も継続してほしい。

⑤朝市については、以前実施したが、量的・質的に出荷できず、お客のニーズに応えることができなかった。

⑥本町の漁業者は、年金と漁業で何とか続けているのが現状で、後継者もほとんどいない。

⑦川棚川河口の浚渫に取り組んでほしい。

３、委員会のまとめと意見。

①稚ナマコの放流については、「川棚ナマコ」のブランドを維持するために、今後も継続して取り組まれない。なお、放流時期についても、赤潮発生時期を外したり、漁業者の負担が軽減されるよう検討されたい。

②海底耕耘については、一定の効果が認められる。今後も継続し、隔年おきでなく毎年実施できないか検討されたい。

③漁業者の高齢化、漁獲量の減少、燃料代の高騰などにより漁業後継者も

ほとんどいないのが現状である。後継者が育つような環境整備に努められたい。

産業建設文教委員会調査報告。

1、件名、本町の商工業の現状と課題について。

2、経過と概要。

(1) 日時、平成26年9月10日(水) 14時から。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記、産業振興課長、商工観光係長。

本町の商業、工業の現状について。

主な内容。

①本町の小売業者は、昭和63年241店舗であったが、平成24年には161店舗まで減少するなど、基本的な商店街機能が低下し、消費者の利便性が損なわれている。

②町内の消費者動向調査では、平成21年に44.2%あった町内での購買者が平成24年には、28.3%まで減少し、減少率は県内市町でワースト2である。要因は明確ではないが、本町生活圏に量販店の開店や、通販等が増加したのも一因と考えられる。

③町民の買い物先については、佐世保市、本町、波佐見町の順になっている。

④栄町商店街の問題として、後継者不足、駐車場不足等があり、今後は高齢者をターゲットにするなど、購買者に対してマッチした特色ある商店街を目指す必要がある。

⑤空き店舗対策や栄町商店街の活性化に取り組む必要がある。

(2) 日時、平成26年10月27日(月) 16時半から。場所、レストランまゆみ、出席者、委員全員、議長、事務局書記、東彼商工会会長山口博昭氏ほか理事・事務局長16名。

本町の商工業の現状と課題について意見交換を行った。

主な内容。

①商工会は創業支援に力を入れており、飲食店の開業は増加した。開業者は、町外の方が多い。

②買い物弱者対策としてのまごころ宅配便の利用者は年々減少している。原因としては、加入店舗が少なく品揃えも少ないためと思われる。

③買い物客の町外流出が言われるが、その動向については十分把握していない。

④新築住宅の着工は減少している。しかし、老後を見越してと思われるが、リフォームは多い。「介護リフォーム制度」については、周知が不十分である。

⑤中小企業振興基金として、5千万円の預託貸付金があるが、金利が国の制度資金に比べて高いため、利用者はゼロである。貸付金利等、利用しやすい制度の検討はできないか。

⑥栄町商店街の空き店舗対策は、特別には取組んでいない。

(3) 日時、平成27年2月16日(月) 16時から。場所、レストランまゆみ、出席者、委員全員(朝長委員欠席)、議長、事務局書記、東彼商工会会長山口博昭氏、工業部会長西畑伸造氏、建設部会長川津昭洋氏ほか理事7名、商工会事務局3名。

本町の工業、建設業の現状について意見交換を行った。

主な内容。

①工事の分離発注、JV等による地元企業の活用、最低制限価格の引き上げを検討してほしい。

②工事請負代金の早期支払いを検討してほしい。

③災害復旧工事は、100%で落札しても赤字になる。工事価格の検討ができないか。

④工事発注予定が公表されているが、発注が遅れ気味である。予定通りの発注をお願いしたい。

⑤公共工事については、年度末に工事が集中し、年度初めは工事がゼロの場合がある。年間を通しての工事の平準化ができないか検討してほしい。

⑥消費税増税は、地方の零細企業では材料の増税相当分の値上げを価格転嫁できない。また、従業員の給与の引き上げができない等の問題がある。

⑦工事資材の単価が発注元(建設課、産業振興課など)により異なる。統一できないのか。

⑧「地方創生」への取組みとして、商工会では「プレミアム商品券の発行」「東彼の観光プロジェクトの再検討」「100縁翔店街とJRウォーキングのコラボ」「町ゼミ等の取組み」等を考えている。

⑨下百津沖の県有埋め立て地に野球場の整備や、東彼杵道路の建設促進については、彼杵から川棚間の整備を優先する等現状を考え検討してほしい。

3、委員会のまとめと意見。

①栄町商店街の活性化並びに再編については、空き店舗対策を含め商工会及び栄町商店街と連携し取り組まれたい。

②中小企業振興基金の預託貸付金については、金利を含め利用しやすい制度の検討をされたい。

③工事請負代金の早期支払いについては、早急に検討されたい。

④地方創生の観点から、地元企業の育成と活用について積極的に取り組まれたい。

⑤工事の年間を通しての平準化、最低制限価格の引き上げ、工事の早期発注などに積極的に取り組まれたい。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

5 番 三 岳 委員会のまとめと意見の中にですね、①の中に栄町商店街の活性化並びに再編という言葉があるんですが、この再編というのは、具体的にどういった意味合いがあるのか。お聞きしたいと思います。

産業建設文教委員長 栄町の商店街というのは、ご存じのとおり国道べたにアーケードがあってですね、非常に買い物、車、その他の現状では難しいであろうと。そういったことを含めればですね、そういうふうな国道に面しない場所とかですね、そういったことも検討しながらですね、栄町商店街全体を検討することも必要であろうと、そういうふうな意味合いでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、報告済みといたします。

議 長 次に、日程第14、「議会活性化対策調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会活性化対策調査特別委員長。

議会活性化対策調査特別委員長 それでは議会活性化対策調査特別委員会の調査報告をいたします。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書によって議長宛報告書を提出しております。その報告書を読み上

げて報告いたします。

平成27年3月5日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員会委員長村井達己。

委員会調査報告書。本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会活性化対策調査特別委員会調査報告。

1、特別委員会の設置、平成23年6月定例会での設置決議に基づき、①議会改革、②議会活性化、③議員定数に関することを調査事項として委員会を設置した。

2、調査期日、平成23年6月から平成27年2月。

3、調査場所、第1、第3委員会室、各視察調査地。

4、調査の経過。

(1)平成23年8月、長崎県時津町、平成24年1月、熊本県御船町、福岡県大刀洗町にて視察調査を行った。

(2)平成23年8月、全議員を対象に議員定数及び議員報酬についての見解等をアンケート形式で調査した。16名が2名、14名が7名、13名が2名、14名または13名が1名、14または12名が1名、12名が1名、削減だが未定数が2名の結果であった。また、議員報酬については、定数14名との考えの下では現状維持という意見が大方であったが、定数12名、10名にし、委員会兼務制と報酬増額の検討が必要との意見もあった。

(3)平成24年3月定例会において、視察報告及び第1回目の中間報告をした中で、定例会予定日の早期周知方法、図書室における紙ベースによる議事録の設置、議場開放、そして議会報告会の早期開催に取り組むことを報告した。

(4)平成24年5月、町内5カ所で第1回目の議会報告会を実施した。なお、第2回目の平成25年5月に議会運営委員会、第3回目を平成26年5月に広報広聴特別委員会の所管として実施した。

(5)平成24年12月定例会において、町内各団体等から議会へ意見交換等の申し入れがあった場合に対応すべく、「議員と語ろう会」の窓口を議会事務局に設置した。

(6)平成25年1月、商工会青年部と議員定数、議会活性化等について

の意見交換を実施した。

(7) 平成25年8月、全議員を対象に定数、報酬、兼務制について、第2回目となるアンケート調査を実施した。16名が1名、15名が1名、14名が8名、13名が2名、12名が3名、削減だが未定数が1名の結果であった。また、報酬については、10名以下でなければ増額の理解は得られない。14名、13名での増額は無理であり、現状維持との意見が大方であったが、12名に削減し、その削減効果として派生した財源を増額分に充当するとの少数意見もあった。

兼務制については、課題も多く、難しいのではないかと、2常任委員会での専任が望ましいとの意見が多数であった。以上の結果を踏まえ、14名、13名、12名に絞り込み検討を重ねた。

(8) 平成25年11月、議会活性化の取組みについて、先進地である宮城県蔵王町及び涌谷町にて視察調査を行った。

(9) 平成25年12月定例会において、議員定数については、これまでの調査検討の結果、当委員会としては2名削減の14名が妥当であるとの最終結論に至り、次期改選の1年前となる平成26年3月定例会に条例改正の提案を目指すことを報告した。

(10) 平成26年3月定例会において、議員発議による議員定数条例の一部改正案が提案され、採決の結果、賛成多数で14名に決定した。また、同定例会において、議会活性化への取組みとして実施してきた議会報告会、議員と語ろう会、議場開放、ふれあい教室を所管する新たな議会広報広聴特別委員会の設置を提案し、全会一致で可決した。

(11) 平成27年1月、通年議会のメリットやデメリット、議会基本条例について協議を行った。いずれも当委員会からの引き継ぎ事項として、5月以降の新しい議会体制の中で協議・検討していくべきと確認した。

5、委員会の意見。

議員定数については、長期にわたり協議、検討を重ねてきた結果、2名削減の14名に決定した。次期改選の1年前に条例改正ができたことは、町民の皆様にも理解していただけたものと判断している。

議会活性化については、議会報告会をはじめ、議員懇談会、議場開放、ふれあい教室、休日議会など、できることから取り組んできた。また災害発生時

の議会对応要領の作成、議会広報広聴特別委員会の設置を当委員会より提案し実現したところである。

次期改選後の新しい議会体制でも、各議員の研鑽、資質の向上に努め、さらなる活性化を図り、開かれた議会であるとともに、住民の負託に応えられる機能、権能が充実した議会を目指し、引き続き通年議会や議会基本条例の研究、検討を望み委員会報告とする。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 1 : 3 8)

議 長 次に、日程第 1 5、「議会広報広聴特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

議会広報広聴特別委員長 議会広報広聴特別委員会の調査報告を行います。本委員会の調査結果については、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、報告書を議長へ提出しておりますので、その報告書を読み上げて報告といたします。

平成 2 7 年 3 月 1 7 日、川棚町議会議長初手安幸様、議会広報広聴特別委員会委員長福田徹。

委員会調査報告書。本委員会の事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議会広報広聴特別委員会調査報告。

- 1、件名、議会広報広聴について。
- 2、調査期日、平成 2 6 年 3 月から平成 2 7 年 2 月。
- 3、出席者、委員全員、議長、事務局長。
- 4、調査の概要。

平成 2 6 年 4 月 2 日、委員会の活動方針について。4 月 1 5 日、議会報告会について。5 月 1 2 日、議会報告会（宿 1 7 名、上組 2 0 名）、5 月 1 4 日、議会報告会（新谷 1 6 名、下百津 1 7 名）、5 月 1 6 日、議会報告会（琴

見ヶ丘13名、旭ヶ丘18名)、5月28日、議会報告会の総括、6月20日、委員会報告書のとりまとめ、6月26日、委員会報告(議会報告会について)、10月10日、議場開放、ふれあい教室について、11月9日、議場開放(本会議場、委員会室等、10名)、12月5日、ふれあい教室(公会堂111名)、平成27年2月27日、委員会活動の総括及び委員会報告について。

5、まとめ。

本委員会は、議会活性化対策調査特別委員会並びに議会運営委員会で行ってきた議会報告会などを、議会の正式な活動とするため設置した。広報広聴を進めるにあたっては、開かれた議会を目指し、全委員で行った。反省点として、議場開放時の見学者が少なかったこと、議員と語ろう会(議員懇談会)の申し込みが少なかったことが挙げられる。

今後の課題として、他議会ではインターネットを活用した動画配信、同時中継などが行われており、本町議会でも庁舎建て替えを見据えながら調査研究が必要である。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済みとします。

(11:42)

議 長 次に、日程第16、「石木ダム対策調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

石木ダム対策調査特別委員長 石木ダム対策調査特別委員会の所管事務調査についての報告をいたします。提出しております報告書を読み上げるかたちで報告とさせていただきます。

平成27年3月17日、川棚町議会議長初手安幸様、石木ダム対策調査特別委員会委員長田口一信。

委員会調査報告書。本委員会の所管事務事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

石木ダム対策調査特別委員会調査報告。

- 1、調査事項、石木ダム建設促進に向けた対策に関すること。
- 2、調査期日、平成23年6月から平成27年3月。
- 3、調査場所、委員会室、中央公民館会議室。

4、調査の経過、本委員会は、平成24年9月定例会で考え方をとりまとめ中間報告をした。長崎県及び佐世保市が土地収用法に基づき行った事業認定の申請は、平成25年3月22日及び23日に、川棚町公会堂で公聴会が開かれた後、社会資本整備審議会の答申を経て、同年9月6日事業認定の告示が出され、石木ダム事業の公共性、公益性が認定された。

これを受けて長崎県、佐世保市及び川棚町は、平成26年春から夏にかけて現地に赴くなど、話し合う努力をしたが、地権者の理解を得られる状態には至らなかった。このため、長崎県及び佐世保市は、同年9月5日、手続きを保留された土地を除く土地について、土地収用委員会に裁決の申請を行った。土地収用委員会の審理は、同年12月16日及び平成27年2月17日に川棚町中央公民館で公開により実施され、結審したかたちとなっており、現在は裁決の結果を待っている状態にある。

こういった一連の動きに対応して、本委員会は、随時委員会を開催し、ダム対策室及び長崎県石木ダム建設事務所から説明を受けるなどして、状況を把握するとともに、県に対しては、地権者の理解を得るため最大限の努力を尽くすよう再三の要請を行った。委員会の主な活動は次のとおりである。

(1) 委員会の考え方を地権者に伝え、また地権者の意見を聴くために平成25年1月24日、石木ダム建設絶対反対同盟に懇談会の開催を文書で申し入れた。これについては返答をいただけないままになっている。

(2) 平成25年2月7日には、石木ダム建設促進川棚町民の会との意見交換会を行った。議会の考えを鮮明にすべきなどの意見があった。

(3) 平成25年6月20日、定例会で石木ダム建設に関する決議案を提案し、可決された。

(4) 平成27年2月24日には、石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会との意見交換会を行った。石木ダム建設の必要性について、認識に開きがあった。

(5) 平成27年3月2日、現状を踏まえての町長の考え方を質すため、町長に対する質疑を行った。

5、町長に対する主な質疑（平成27年3月2日）。

問、川棚町民にとって、石木ダム建設の意義は治水の面にあるのだから、地権者及び町民にきちんとそれを理解してもらおうよう、町としても努力すべきではないか。

答、石木ダム建設の意義はそのとおりである。しかし、佐世保市は同じ経済圏にあって関係も深く、水事情の厳しい状況も理解できるので、利水にも協力するべきと思う。

問、このままでは、行政代執行の事態も懸念されるのではないか。

答、あくまでも任意の解決を望んでいる。

問、周辺整備計画を早く公表して、町民に知らせるべきではないか。

答、周辺整備計画の作成は、本体工事着工の目途が立った時とされている。長崎県及び佐世保市の予算とも関連するので、公表の時期については、長崎県及び佐世保市と協議することとしている。

6、調査結果のまとめ。

石木ダムの建設は、治水、利水両面からの必要性が認められている。町民が安全で安心できる生活を確保するため、関係住民の理解を得ながら石木ダム建設を推進すべきである。ふるさとを大切に思う地権者の方々の心情は同じ町民として理解しつつも、早急に話し合いに応じていただくことを切望する。町行政当局には、地権者の方々の理解を得るように、また町民全体にも石木ダム問題への理解を深めて協力していただくように、なお一層の努力をされることを望む。同時に議会としても、そのような努力をすべきであると考えている。

石木ダムの建設については、今後も土地収用委員会の裁決、次なる裁決申請など、さまざまな動きがあるものと予想されるので、議会においては引き続きこの問題について、調査を継続していくことが必要であるということで、委員会の意見の一致をみた。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

14番久保田 2ページ目の(4)2月24日に清流を守り川棚川の治水を考える町民の会との意見交換を行ったが、石木ダム建設の必要性について認識に開きがあったと記載されておりますが、どのような開きがあったのか、具体的にお聞かせください。

石木ダム対策調査特別委員長 この開きというのは、清流の会の方々のお考えと、それから私どもダム特委員会の考えとの間に開きがあるという意味でございまして、清流の会の方々には建設が必要ないというふうなお考えでしたので、私ども委員会としては、前から報告しておりますように建設は推進すべきであるという考えを持っておりますので、そのところで基本的に認識に大きな差があったという意味でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 1 : 5 1)

議 長 ここで、お諮りをいたします。本定例会において、議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 1 : 5 2)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

